

介護に関する両立支援制度（概要・常勤職員）

【休暇制度】

	概 要	期間・日数
介護休暇	要介護者（注）の介護をするための休暇 〔勤務時間法第20条第1項〕	通算6月まで（3回まで分割可）
短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話をを行うための休暇 〔人事院規則15—14第22条第1項第12号〕	年5日（要介護者が2人以上の場合は10日）

【勤務する時間を短くする制度】

	概 要	期間・日数
介護時間	要介護者の介護を行うための休暇（始業時又は終業時に1日2時間以内） 〔勤務時間法第20条の2第1項〕	連続する3年の期間内

【勤務時間帯を変更する制度】

	概 要	期間・日数
介護を行う職員のフレックスタイム制	要介護者の介護のため、総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること（週休日の追加も可） 〔勤務時間法第6条第4項〕	制限なし
早出遅出勤務	要介護者の介護のため、勤務時間帯を変更すること 〔人事院規則10—11第3条・第13条〕	制限なし
休憩時間の短縮	要介護者の介護のため、職場にいる時間を短くできるよう休憩時間を短縮すること 〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年職職—328）第6の第5項(3)〕	制限なし
休憩時間の延長	要介護者の介護のため、休憩時間を延長すること（当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合に限る） 〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第4項(2)〕	制限なし

【超過勤務、深夜勤務を制限する制度】

	概 要	期間・日数
深夜勤務の制限	要介護者の介護のため、深夜勤務（午後10時～午前5時）をさせないこと 〔人事院規則10—11第6条・第13条〕	制限なし

超過勤務の免除	要介護者の介護のため、超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第9条・第13条]	制限なし
超過勤務の制限	要介護者の介護のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第10条・第13条]	制限なし

(注)「要介護者」とは、次に掲げる者(⑧～⑪は職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

- ①配偶者、②父母、③子、④配偶者の父母、⑤祖父母、⑥孫、⑦兄弟姉妹、
⑧父母の配偶者、⑨配偶者の父母の配偶者、⑩子の配偶者、⑪配偶者の子